

# 貧困救済におけるグローバルな正義

—なぜ分配が必要なのか—

望月晴加（人間学コース）

（指導教員：堂園俊彦）

キーワード：正義、分配、加害、潜在能力

## 序論

富裕国の人々が豊かな暮らしを享受する一方、貧困に苦しむ人々が大勢いることは周知の事実である。富裕諸国に住む人々の多くは、この現状が改善されることは望ましいとしながらも、それをする義務が自分たちにあるとは考えない。しかし本当にそうだろうか。本論文では、貧困救済の義務を匡正的正義の文脈に位置づけ、誰に対してどのような支援をすればよいのかを論じる。

## 第一章 グローバルな貧困とグローバルな正義

### 第一節 グローバルな貧困の現状

紙幅の関係から、本節の要旨はカットした。

### 第二節 正義の多義性

貧困状態にある人々を助ける義務はあるのかという問題は、従来正義の問題として語られてきた。正義概念の元を辿れば、アリストテレスにまで遡る。彼は正義という概念を配分的正義と匡正的正義に分類した。前者は平等な人々に平等なものを分け与える規範であり、後者は人と人の係わり合いにおいて生じた損害を回復させる規範である。

### 第三節 「グローバルな正義」の萌芽

経済のグローバル化が進み、地球上に明らかな貧困が生まれるとともに、グローバルな正義が論じられるようになった。グローバルな正義論を活発化させる手助けとなったのが、ジョン・ロールズの『正義論』である。彼は基本的な権利と義務の平等な分配を求める第一原理と、不平等は全員の便益を補正する場合許されるとする第二原理が公正な原理であると提唱した。しかし彼は、自らの配分的正義の理論は国内に限定すべきで、世界的貧困は緊急事態に限られる援助の義務として対応すべきとした。というのも、国際的な配分的正義は限度のない分配を生みかねないからである。

## 第二章 なぜ分配が必要なのか

### 第一節 配分的正義の限界

ロールズの正義論により、多くの論者がグローバルな正義を語るようになったが、貧困の原因は貧困国自体、または偶然性などの自然の現象にあるとされ、富裕国側に非があるという視点はなかった。これに対しポグゲは、貧困の現状は、富裕国による加害と貧困国の被害という枠組みで語られるべ

きだと主張する。

### 第二節 消極的義務違反

ポグゲは、現存する世界の貧困が、「危害を与えてはならない」という消極的義務に反していることを示すために、貧困に苦しむ人々を救済するという積極的義務を前提とした主張を避けている。だが、それは積極的義務の軽視ではなく、議論の焦点を他人に危害を与えないという消極的義務と、自分の過去の行為が未来に引き起こしうる危害を回避するという中間的な義務に絞るためであり、それはそれらの道徳的義務が積極的な義務よりも厳格であるという信念に基づいている。

### 第三節 加害証明（1）——過去の暴力

地球上の現在の貧困の起源について、ポグゲはその殆どが、植民地時代、すなわち今日の先進国が貧困国を支配していた時代に生じたものであることを指摘する。こうした議論に対しては、例えば、旧宗主国が貧困の全ての要因と言い切ることとは不可能とする反論がある。しかし原因の全てではないとしても、責任が存在しないということにはならない。

### 第四節 加害証明（2）——構造的不正義

ポグゲはさらに、富裕国と貧困国が単一の経済秩序の中で結びついていることから、不正義が発生していると述べる。こうした事態をアイリス・ヤングは、「構造的不正義」と呼んだ。富裕国は、自益のため貧困国やそこに住む貧しい人々を世界経済秩序の底辺に置くよう仕組んでいる。ポグゲによれば、こうした秩序設計は、交渉力や専門的知識の点で富裕国が圧倒的に優位な立場を占める、国際的な交渉の場において作り出される。そしてその合意は、自国に有利になるように作られるため、ポグゲは富裕国の選択によって生まれた危害の責任は、富裕国に住む我々個人に課せられるべきだとする。

### 第五節 誰が責任を負うのか

ポグゲの議論の特徴は、グローバルな制度的秩序による危害に焦点を絞っていることである。犯人探しよりも、加害性を持つ制度的秩序の形成に寄与した政府とその市民らが、現在の制度を改革する責任を負うべきと考えた方がより建設的である。実際、改革する制度の設定案を出す行動主体は、国民の意見を代表する政府だろう。だが、我々がその責任を負っていることは変わらず、政府が選択の道を誤る場合、我々

は、貧しい人々への援助の優先を政府に訴えるべきである。

### 第三章 貧困とは何か

#### 第一節 従来の所得、効用アプローチ

危害責任を認めた場合、どのようにして救済の対象（貧困に陥っている人）を確定すればよいだろうか。従来は所得を尺度としたアプローチが主流派とされてきた。それ以下の人は貧しいとされる所得水準を特定し、線引きをした上で、その数や割合によって貧困の指標と定義する。しかしこのアプローチは、貧困線以下に生じる差に注意を払わないし、個人の置かれた状況（身体的特徴や社会環境）を考慮しない点で、不十分である。また、低効用という尺度は、個々人の心理性を強く取り入れ過ぎているため、実際に自由を得ているかを考慮せず、この点で不十分なのである。

#### 第二節 基本財アプローチ

基本財とは、ロールズ正義論の重要な要素である。基本財は、自然的基本財と社会的基本財に分類できるが、ロールズが分配の対象と考えたのは後者である。社会的基本財は合理的な人間であれば誰もが欲するものとされる。だが、ロールズの提唱する基本財の分配は、自由が実際に達成されたという結果への配慮が欠けている点で批判される。

#### 第三節 潜在能力アプローチ

こうしたアプローチの代わりにセンが提示するのは、潜在能力アプローチである。ここで重要な概念が機能である。機能は、最も基本的なものから複雑で洗練されたものまで含む幅の広い概念である。そして人は、こうした機能を数多くもっているほど、さまざまな人生を送ることができる。多様な機能によって開かれる人生の幅を、センは潜在能力と呼んだ。そして必要最低限の潜在能力が欠如している状態を、センは貧困と定義する。この指標は、貧困に苦しむ人々の状況をより広範囲且つ複眼的に分析することを可能にするため、貧困撲滅という目標に理想的な指標と言える。

### 第四章 潜在能力アプローチの問題点

#### 第一節 リベラルのディレンマ

リベラルという立場は、文化的多様性を賞賛し、外から無理強いするような諸価値の押し付けを批判する。その一方、彼らはあらゆる個人や集団が遵守すべき普遍的な行為規範があるとも考えている。ファールブとミラー（以下 F&M）は、リベラルがある文化的慣習や生活様式を矯正すべきだと判断する際に、それらがなぜ容認できるものと区別されるのか、またその基準は真に文化横断的なものかを説明する必要があると指摘する。

#### 第二節 潜在能力と基本的人権

F&Mによれば、リベラルな立場であるセンも同じ問題を抱えている。第一の問題点は、さまざまな社会に適用できる自由の一般指標を構築するために、数々の異なる潜在能力を相互に評価することが必要になるが、センはそれを各社会の公共的議論に任せるべきだとし、明確に示さない点である。

第二の問題点は、潜在能力アプローチが、ある社会がいつまっとうさの閾値を越えたといえるかを示さない点である。センと同じように、ロールズもまたリベラルな立場に属しており、すべてのまっとうな社会は少なくとも成員の基本的諸権利を尊重しなければならないと彼は主張する。彼が人権として挙げるものは生命権や所有権に限られ、極端に保守的且つまっとうさの閾値を過度に低く見積もっている。

#### 第三節 まっとうな基準の追求

これらの基準は文化横断的であると言えるのか。F&Mによれば、センは、個人が主体となる社会を築けば、公正な人間関係を文化と無関係に構築できると信じている。しかしこれは西洋人の思い込みを含み、文化横断的でない。ロールズは、保証される人権を最低限のものに限定しているため、そこには含まれない人権侵害を容認する可能性があるが、彼の理論は少なくとも即時介入などの面で文化を越えて共有され得る。しかし同時に、そうした最低限の人権を守るための制度的条件を考える上では、センの枠組みが役立つ。このようにして F&M はロールズとセンを位置づけようとする。

しかし、センの議論はロールズの補完的意味合いでしか通用しないのだろうか。センにとって基本的権利という基準による定式化は、その本質的な重要性和、経済的な安全性への政治的動機付けをもたらす役割、価値と優先事項を作り出す役割の三点に置いて正当である。また、センは基本的潜在能力の欠乏に関する三つの中心的特徴を、若死、栄養不足、非識字と定める。だがセンは、様々な潜在能力のウェイト付けや、それに基づいた集会的な測定を積極的にに行おうとはしない。政策の分析にとって、集合像は、多様な変化に富む実際の状況に比べはるかに重要性が低いと考えているからである。

#### 結論

センは、潜在能力欠如の中心的例をあげており、センの潜在能力指標の中にはロールズと同じくある程度の優先順位をつけることが可能である。そして、センの指標の曖昧性の問題、文化によって基準が変化する点に関しては、それ自体悪いことではない。その基準が危険性を有する等の例外を除き、基本的にその変化は多様性として認めるべきである。また、まっとうさの閾値に関して言えば、それを基本的潜在能力の回復で示し、即時的介入が必要なものに焦点を当てることは可能である。だが、センは公共的議論を重視するため、基本的潜在能力以上に政治的自由の回復も必要だと言うだろう。一見それは行き過ぎた基準だが、結局まっとうな社会を目指すためには、その地域の人々が真に価値を認める実質的自由を追求できるような環境の整備が必要不可欠だからである。

#### 主要参考文献

- ・ アマルティア・セン、2000年、『自由と経済開発』（石塚雅彦訳）日本経済新聞社
- ・ トマス・ボッグ、2005年、「現実的な世界の正義」（児玉聡訳）『思想』、2007年、993号、岩波書店